

重要事項説明書

(好日苑居宅介護支援事業所)

居宅介護支援の開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 松寿会
事業者の所在地	防府市戎町二丁目5番30号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 松村 康博
電話番号	23-8121
指定年月日及び指定番号	平成8年2月23日

2. ご利用の事業所

事業者の名称	好日苑居宅介護支援事業所
事業者の所在地	防府市戎町二丁目5番1号
管理者の氏名	立野 早苗
電話番号	26-5013
ファクシミリ番号	26-5015
指定事業所番号	平成12年4月1日 3570600027

3. ご利用事業所に併設で実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業者指定		利用 定数	防府市基準 該当サービス
	指定年月日	指定番号		当・非該当
訪問看護 (介護予防訪問看護)	H10年4月24日 H18年4月1日	山口県 3560690053号	—	⊙・非該当
通所リハビリテーション (介護予防通所リハ)	H10年4月10日 H18年4月1日	山口県 3550680031号	30人	⊙・非該当
短期入所療養介護 (介護予防短期入所)	H10年4月10日 H18年4月1日	山口県 3550680031号		⊙・非該当

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法等関係法令の趣旨に従って、利用者に対し自立した日常生活を営むことができるよう、又介護予防を目的とした、適正なサービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。 ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供できるように配慮し努めるものとする。なお、サービスにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業員の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	4	3	1			4	1以上	介護支援専門員

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者 (主任介護支援専門員)	正規での勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	土・日 祝祭日
介護支援専門員	正規での勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	土・日 祝祭日

7. 営業日

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8:30~17:30
休日	土・日・祝祭日、8月15日及び12月30日から1月3日

8. 居宅介護サービスの概要

種類	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請代行 ・サービス計画の立案 ・情報提供 ・利用者の実態把握 ・連絡調整
内容 提供方法	サービス計画の立案については、別紙各月のサービス利用票兼、居宅サービス計画書により説明
利用料	介護保険制度から全額給付されるため自己負担は無料
その他	介護支援専門実務研修のための実習への協力

9. 事業の実施地域

実施地域	防府市（離島を除く）、山口市徳地（堀まで）
------	-----------------------

10. 苦情等申立先

好日苑居宅介護支援事業所	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	立野 早苗（たちの さなえ） 毎日午前9時～午後5時 電話26-5013 FAX26-5015 面接 相談室 苦情箱 介護老人保健施設好日苑1階 エレベータ前		
相談窓口	住所	電話番号	FAX番号	利用時間
防府市高齢福祉課	防府市寿町7-1	0835-25-2964	0835-23-2976	8:15～17:00
山口県長寿社会課介護保険班	山口市滝町1-1	083-933-2774	083-933-3022	9:00～17:00
山口県国保連合会	山口市朝田1980-1	083-995-1010	083-934-3665	9:00～17:00

11. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡し、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため、事故防止に努めるとともに、介護保険法並びに厚生労働省令に基づき、サービス提供に伴う事故発生時につきましては、下記のとおり対応致します。

(1) 医療機関への対応

地域の救急医療機関を基本に対応し、移送等は地元の消防署に依頼します。

(2) 事故発生時の連絡

保険者へ報告すべき基準

- ・介護サービス提供に伴い、発生した重症または死亡時の事故
- ・介護サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故
- ・食中毒及び感染症等で法令により、保健所等へ報告が義務づけられている事由の事故
- ・その他、必要と認められるもの 事例：看護・介護等による虐待、行方不明など

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者 管理者 立野 早苗

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年 2 回実施しています。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

サービス内容説明（居宅介護支援）

当事業者が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

1. 提供するサービス

①居宅サービス計画書の作成

* サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・御自宅を訪問し、あなたや御家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員等を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

情報の提供

利用者の実態把握

関連申請者等の連絡調整

給付管理票の作成・提出

* 毎月、国民健康保健団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

②このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、適切にサービスを提供します。

③サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。おわかりにならないことがありましたら、ご遠慮なく担当職員に質問して下さい。

その他

④事業所を通じて行われる教育実習又は、介護支援専門員実務者受講試験合格者を対象とした研修の協力又は協力体制の確保を行います。

2. 担当の職員

・あなたを担当する介護支援専門員は、 です。

(1) 職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その掲示をお求め下さい。

(2) なお、当事業所の監督責任者は、^{たちのきなえ}立野早苗です。苦情等ありましたらご遠慮なくご連絡下さい。(TEL: 26-5013)

3. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- ・利用料…要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日防府市役所の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

法定代理受領の場合は居宅介護支援サービス計画費は無料とする。

(介護報酬の告示上の額)

居宅介護支援費（1月につき）

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）

(一) 要介護1又は要介護2	<u>1,086 単位</u>
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	<u>1,411 単位</u>

(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）

(一) 要介護1又は要介護2	<u>544 単位</u>
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	<u>704 単位</u>

(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）

(一) 要介護1又は要介護2	<u>326 単位</u>
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	<u>422 単位</u>

5. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 居宅サービス計画書に位置付ける事業所において、あなたは、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができますので、ご遠慮なく質問して下さい。
- (2) 事業者は、ご契約時にご利用者様に対し、前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたサービスの割合の説明を行います。
※当事業所のケアプランにおける訪問介護等の利用割合の詳細は“別紙「公正中立なケアマネジメントの確保に関する説明書」”をご参照ください。

6. 計画等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

別紙 1

公正中立なケアマネジメントの確保に関する説明書

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

<R6.9月～R7.2月>

訪問介護	40.34%
通所介護	39.07%
地域密着型通所介護	10.41%
福祉用具貸与	77.50%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

<R6.9月～R7.2月>

訪問介護	サンキウエルビイ 介護センター防府 17.9%	ライフケア高砂 訪問介護事業所 16.32%	岸津苑ホーム ヘルパーステーション 11.58%
通所介護	ライフケア高砂 デイサービスセンター 14.13%	フィラージュ開出 デイサービス 11.96%	サンキ・ウエルビイ デイサービスセンター 9.24%
地域密着型通所介護	デイサービスかがやき 36.74%	デイサービス センターなんてん 14.29%	はぴね防府 デイサービス 10.21%
福祉用具貸与	加賀メディカル 30.96%	日本基準寝具 19.46%	ホームケアサービス 山口防府 17.26%

個人情報の利用目的

好日苑居宅介護支援事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所の運営管理業務のうち
 - 利用等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護サービスの向上

[他の事業所等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者（サービス担当者会議等）や他の居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照合への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業者内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の運営管理業務のうち
 - 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当事業所において行われる実習生への協力
 - 当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供
 - 情報システム保守管理上の業務委託